

J アラート自動放送訓練

問 危機管理室 TEL 06-6992-1497

総務省が全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達訓練を実施します。

Jアラートとは、災害が発生した場合、発生のおそれがある場合、または武力攻撃などの緊急情報を自動的に伝達できるシステムです。

この伝達訓練に伴い、市では市内の同報系防災行政無線を通じて放送訓練を実施します。

時 10月7日(水) 11:00

なくそう部落差別調査!

問 府府民文化部人権局 人権擁護課
人権・同和企画グループ
TEL 06-6210-9282

10月は「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間です。

「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」は、部落差別事象の発生を防止し、基本的人権を擁護するため、部落差別を引き起こすおそれのある個人および土地に関する事項の調査、報告などの行為を規制しています。

部落差別につながるおそれのある調査の依頼はやめましょう。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。



条例啓発
シンボルマーク

赤い羽根共同募金

問 守口市共同募金会(事務局:守口市社会福祉協議会)
TEL 06-6992-2715

10月1日から全国一斉に「赤い羽根共同募金運動」が始まりました。

この運動は、市民の皆さんのあたたかい支援と協力によって実施しています。皆さんからの募金は、大阪府共同募金会を通して、府内の社会福祉施設、社会福祉団体、災害支援などに使われます。今年も多くの皆様のご理解とご協力をお願いします。

10月は食品ロス削減月間です

問 環境対策課 TEL 06-6992-1508

まだ食べられるのに捨てられている食品、いわゆる「食品ロス」の量は年間612万トンにおよびます。中でも、家庭から排出される食品ロス量は284万トンであり、全体の半分近くに当たります。

そこで、家庭の食品ロス量を減らすために、以下の取り組みを実行しましょう。

1. 買い物の際は・・・

▽必要なものだけを買う

▽使い切れる・食べられる量を買う

2. 保存の際は・・・

▽保存方法に従って最適な場所に保存する

▽冷凍・乾燥・塩蔵などの下処理を行って保存する

3. 調理の際は・・・

▽残っている食材から使う

▽食べきれない量を作る

「消費期限」と「賞味期限」

食品の期限表示は、「消費期限」と「賞味期限」の2種類があります。いずれも、未開封の状態で記載された保存方法を守って保存していた場合の期限です。「消費期限」は、いたみやすい食品に表示されていて、安全に食べられる期限のことです。期限を過ぎたら食べないことが望ましいです。一方「賞味期限」は、期間内であればおいしく食べられる期限のことです。期限を過ぎてしまっても、すぐに食べられないということではありません。

期限表示の違いを知って、健康を守るとともに食品を無駄にしないよう心掛けましょう。



愛の献血

問 守口市献血推進協議会事務局(地域福祉課内)

TEL 06-6992-1570

時・場 10月14日(水) 14:00~16:30 水道局

▽10月18日(日) 10:00~16:00 京阪守口市駅前

備 18日は守口ライオンズクラブ主催

骨髓バンクドナー登録あり

60歳から64歳までの間に献血

経験がある人は、69歳まで献

血することができます。



お知らせ

ご存じですか

固定資産税・都市計画税

土地の評価額を求める場合に用いる地積(課税地積)は、原則として賦課期日(毎年1月1日)現在における登記簿上の地積によります。

「測量したところ実際の地積は登記地積と異なっていた」という場合は、速やかに法務局で地積更正の登記をしてください。1月1日までに登記した場合には翌年度から、1月2日以降に登記した場合には翌々年度から固定資産税に反映されます。

問 課税課・資産税担当

TEL 06-6992-1474

家屋調査を実施中

市では、新築、増改築や取り壊しがあった家屋を対象に調査を行っています。この調査は、令和3年度の固定資産税の評価額を算定するためのものです。屋内調査も行いますので、ご協力をお願いします。

調査にあたる職員は、固定資産評価補助員証を携帯していますので、提示を求めています。

問 課税課・資産税担当

TEL 06-6992-1474

廃車手続きは

毎年3月31日までに

軽自動車税は毎年4月1日現在で車両を所有(登録)している場合に、1年の税が課されます。4月2日以後に廃車や名義を変更しても、月割課税の制度はなく、その年度の税金を全額納めることとなります。廃車手続きが終わっていない人や、自宅に処分する予定の原動機付自転車などがある人は、3月31日までに手続きをお願いします。なお、125cc超の二輪車は近畿運輸局、軽自動車は軽自動車検査協会での手続きとなります。

問 課税課・税政担当

TEL 06-6992-1458

市税は納期内に納めましょう

固定資産税・都市計画税の第3期分までと個人市民税・府民税(普通徴収分)の第2期分まで、および軽自動車税を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。

また、11月2日(月)は、個人市民税・府民税(普通徴収分)の第3期分の納期限です。

納期限までに近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。なお、口座振替(自動払込)を

利用している人は、預金残高を確認してください。

納付できる資力があるにもかかわらず納付が無い場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し差し押さえ、公売などを行っていくこととなりますので、納期限内での納付を必ずお願いします。病気や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

問 納税課

TEL 06-6992-1852~1854

公的年金等の受給者の 扶養親族等申告書

公的年金等受給者のうち所得税の課税対象となる人には、公的年金支払者(日本年金機構、各共済組合など)から「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が順次送られてきますので、扶養状況などの必要事項を記入し、年金支払者へ提出してください。

注 年金収入のみの人は、原則この申告書の内容が源泉徴収される所得税や個人市民税・府民税に反映されます。

問 課税課・市民税担当

TEL 06-6992-1456

新型コロナウイルスの 影響により納税が困難な人へ

徴収猶予の「特例制度」を郵送で受け付けています。

新型コロナウイルスの影響により事業などに係る収入に相当の減少があった人は無担保・延滞金なしで1年間、地方税の猶予が受けられる場合があります。

手続きには、申請書のほかに収入や現金・預貯金の状況がわかる資料などの提出が必要です。また、各税目において各期別の納期限までに申請する必要がある場合があります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

なお、減免制度ではありません。猶予期間後は納付していただく必要がありますので注意してください。

問 納税課

TEL 06-6992-1852~1854

市税の休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。

時 10月25日(日)
9:00~13:00

場 納税課

TEL 06-6992-1852~1854